

# さいたま市立高等看護学院成績査定及び進級・卒業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市立高等看護学院の学生（以下「学生」という。）の学習の評価、単位の授与及び進級・卒業の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学科試験)

第2条 各学科試験は、学院長の指定する日に実施する。

(受験資格)

第3条 各学科試験の受験資格は、当該学科目の授業時間数の3分の2以上出席した者が得られるものとする。

(学科試験成績の評価)

第4条 学科試験の採点は、原則として1科目100点満点とし、60点以上を合格とする。

2 学科試験の評価は、採点により、次に定めるとおりA・B・C・Dの4段階とする。

A 80点以上

B 70点以上80点未満

C 60点以上70点未満

D 60点未満

(再試験)

第5条 学科試験の採点が60点未満であった学生に対し、学院長が必要と認めたときは、再試験を行うことができる。ただし、再試験の採点が60点以上であっても、評価は、C（60点）とする。

(追試験)

第6条 正当な理由により第2条の試験日に欠席した学生に対し、学院長が必要と認めたときは、追試験を行うことができる。ただし、追試験の採点は、2割を減点するものとする。

第7条 再試験及びの追試験の実施日に欠席した学生は、当該試験実施年度の受験資格を失うものとする。

(試験問題の作成)

第8条 試験問題の作成は、当該学科目の担当講師が行う。

(進級及び留年)

第9条 学院長は、当該学年時において履修すべき学科目のうち、3科目以上単位を取得できな

った学生及び卒業の認定を受けられなかった学生については、原級に留めることとする。

- 2 前項について取得できなかった単位が2科目以内の学生については、仮進級とする。
- 3 原級に留まった学生の翌年度における履修科目は、単位を取得できなかった学科目のみとし、仮進級した学生の翌年度における履修科目は、当該学年時において履修すべき学科目及び単位を取得できなかった学科目とする。

(卒業)

第10条 学院長は、取得単位及び出席状況等を総合判定し、卒業を認定する。

(成績査定会議)

第11条 学院長は、成績査定及び進級・卒業に関し、必要な事項を協議するため成績査定会議を開催する。

- 2 前項の会議は、学院長、教務主任及び専任教員をもって組織する。

附 則

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。